

各 位

令和8度年間予約確定版の確認等について

三幸株式会社 水口スポーツの森
総括責任者 米川大士

年間予約の申請並びに調整会議へのご出席ありがとうございました。みなさまのご協力により調整を終えることができました。感謝申し上げます。

については、調整後の年間予約確定版を公表しますので、下記事項に関してご理解とご協力をお願いします。

記

- ① 今回の資料では、年間予約確定分（結果欄に「○」印）のみを記載しており、「×」となったものの記載はありません。また、各 No.は申請時点リストの No. をそのまま使用しています。変更分の一部については、「○○-1」などの枝番号で表示しています。
- ② 予約内容に間違いがないかご確認ください。間違いがあれば令和8年1月31日（土）までに連絡をお願いします。
- ③ 年間予約に変更が生じた場合は、速やかに連絡をお願いします。変更連絡時には、後日のトラブル防止のため、「日付と対象行事名」、「団体名称」、「連絡者氏名」、「電話番号」などをお知らせください。

年間予約の確定により、休日の多くの時間帯が予約済みとなります。万一予約を取り消しされる場合は、他の団体が利用できるよう速やかな連絡をお願いします。

なお、予定変更時の団体間でのまた貸しはトラブルのもととなるため行わないでください。必ず当方を通じて変更していただきますようお願いします。

- ④ 各団体におかれても、年度末に向け役員改選の時期となります。市内団体には、毎年年度初めには団体登録の提出をお願いしており、本年もよろしくお願いします。なお、既に提出済みの団体におかれても、重ねての連絡となることをご容赦ください。
- ⑤ 「有料公園施設利用許可申請書」は、利用の属する月の3か月前の月末（5月分であれば2月末日）までに提出をお願いします。なお、4月利用分は、本日送付の資料にて利用日程が確定いたしましたので、速やかに「有料公園施設利用許可申請書」の提出をお願いします。

なお、施設利用料は、「有料公園施設利用許可申請書」の申請内容をもとに徴収します。支払いは前払いが基本です。

- ⑥ 減免については、利用の属する月の2か月前の末日までに申請書の提出をお願いします。

甲賀市あるいは甲賀市教育委員会の後援を減免理由として申請される場合、申請書類は、「有料公園使用料減免(還付)申請書」、「後援等名義使用承認決定通知書」および「大会要綱」をセットにして提出をお願いしております。特に、「後援等名義使用承認決定通知書」は、甲賀市あるいは甲賀市教育委員会の決裁事項となり、市役所の事務処理に概ね1か月程度を要するものとして、余裕を持っての申請書提出をお願いします。期日までに減免申請書の提出がない場合は、当該予約は減免対象外となりますのでご注意願います。

以上